

明石市移動支援 ガイドライン



令和4年8月

明石市障害福祉課

この資料は、令和4年8月現在の制度等に基づき作成したものです。
今後変更の可能性があることに留意してください。

内容

1.「移動支援」の事業目的・内容	2
2.支援方法.....	2
3.対象者.....	2
児童における移動支援事業の取り扱い	4
4.移動支援の対象となる外出.....	5
通年かつ長期とは	6
5.利用方法.....	7
サービスの記録について（事業所様）	7
6.身体介助・二人介助・グループ支援について	8
7.申請方法.....	9
調査について	9
8.利用者の負担	10
世帯の変更について	10
9.サービスの単価表.....	10
10.支給決定期間.....	11
11.選挙・投票での利用について（特殊な取り扱い）	12
12.サービス提供者の資格要件（事業所様）	13
13.その他留意事項.....	14

1. 「移動支援」の事業目的・内容

一人での外出が難しい障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動をする際に、移動の介助や危険の回避、身の回りの支援を行うサービスです。原則として、1日の範囲内で要務を終えるものとし、自宅を始点として利用をしてください。

※介護給付(通院等介助、重度訪問介護、行動支援、同行援護)の決定がある方は、そちらを優先してご利用ください。買い物や外出等の支援時間が足りない場合には、併用についてご相談ください。

2. 支援方法

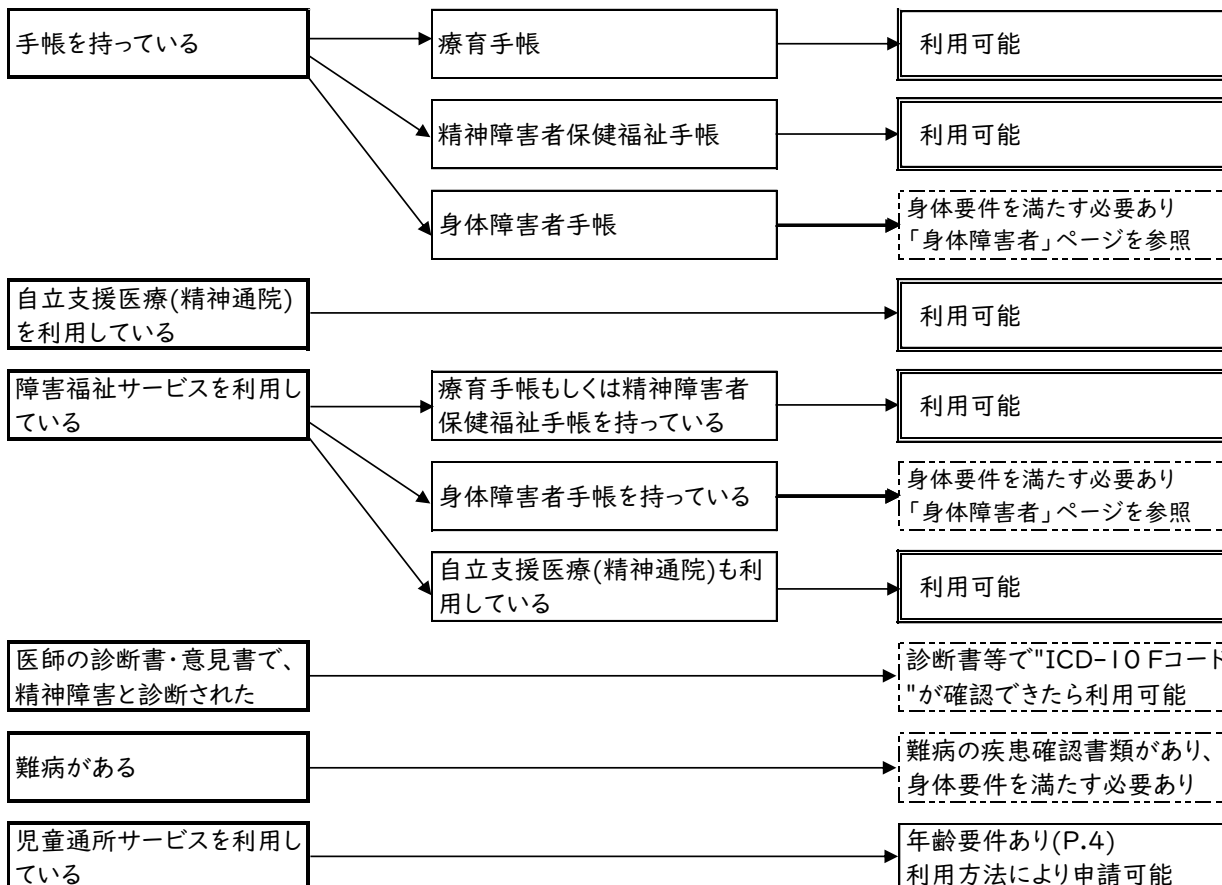
実施方法として「個別支援」と「グループ支援」の2種類があります。

個別支援	グループ支援
指定移動支援事業者が、1人に対して移動支援を行います。	指定移動支援事業者が、同一の機会に複数人に対して移動支援を行います。

※ガイドヘルパー1人につき、3人までの支援となります。
(グループ支援については、P.8も参照ください)

3. 対象者

以下の表で、移動支援事業の対象になるかをご確認ください。



・身体障害者（児）

① 全身性障害者（児）

肢体不自由の身体障害者手帳をもち、以下４つのいずれかに当てはまる方

①	肢体不自由Ⅰ級の記載がある			
	右記どちらにも障害がある	両下肢		両上肢
②	肢体不自由Ⅰ級の記載がある			
	右記3つに障害がある	右下肢	左下肢	右上肢
③	肢体不自由Ⅰ級の記載がある			
	右記3つに障害がある	右下肢	左下肢	左上肢
④	肢体不自由Ⅰ級の記載がある			
	体幹機能障害の記載がある			
	右記いずれかに障害がある	両上肢		一上肢

※三肢の認定にあたっては、医師の意見書も参考にできます

② 視覚障害者（児）

視覚障害の身体障害者手帳を持っている人のうち、同行援護の対象でない方

・知的障害者（児）

療育手帳を所持している方

・精神障害者 ※いずれか１つ

①	精神障害者保健福祉手帳を所持している方
②	自立支援医療（精神通院）を受給している方
③	医師の診断書で精神障害であることが確認できる方 (ICD-10のFコードがあるもの。知的障害以外の診断名)

・難病患者等（児）

難病患者等で、両上肢・両下肢に障害がある方

※難病の疾患確認書類

特定疾患受給者証の写し、又は診断書等の提出が必要です。全身性障害の有無の確認については、医師意見書（別紙様式）で行います。

・他市の施設などに居住している者

- ① 明石市が「施設入所支援」や「共同生活援助」の支給決定を行っている方
- ② 障害者総合支援法第19条第3項に規定する、特定施設入所障害者であって、その施設に入所する直前に、明石市に居住地を有していた方

・障害児

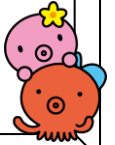
上記(手帳や診断書等)の要件を満たす方

児童における移動支援事業の取り扱い

未成年の移動支援については、原則保護者同伴での利用が想定されております。

ただし、次のような場合はガイドヘルパーの利用を認められることがあります。利用の際、ガイドヘルパーへの引き渡しは保護者で行ってください。

- ① 介助する家族等の同行が難しく、申請児童の年齢に即した範囲の外出をする場合。
- ② 保護者が児童を連れて外出する際、本人の特性から1人での介助が難しく、介助補助が必要な場合。
- ③ 介助する家族等の疾病等により、一時的に移動時の介助に付き添えない場合。



4.移動支援の対象となる外出

移動支援は公的サービスですので、社会通念上適当な外出であり、通年かつ長期にわたる外出でないものが対象となっています。また、家族が運転する車に、ガイドヘルパーが同乗して支援することは可能ですが、ガイドヘルパーが1人の場合、利用者を乗せて運転することは認められません。

移動方法	利用可能	徒歩
		公共交通機関
		家族が運転する車に、ガイドヘルパーと利用者が同乗する
		ガイドヘルパー1人が運転し、利用者の隣にもう1人ガイドヘルパーが乗車する
	利用不可	ガイドヘルパー1人が運転、利用者が乗車し、隣にはガイドヘルパーがいない
		利用者・ガイドヘルパーがそれぞれ自転車等に乗車



○ 移動支援の対象となる例

社会生活上必要不可欠な外出	①	本人同伴の買い物
	②	冠婚葬祭等の行事への参加
	③	選挙や官庁等への手続き
余暇活動等社会参加のための外出	①	散策
	②	体育館やプール等の運動を目的とする場所
	③	レジャーや映画鑑賞、理美容等
	④	お参りや礼拝等
具体的な移動にかかる支援	①	外出のための更衣介助、手荷物準備、健康状態確認
	②	公共交通機関の利用補助、乗降介助
	③	外出先での排泄介助、食事介助、姿勢保持等の介助

※なお、映画鑑賞等でヘルパーの支援が一時的に不要になる場合には、その時間は算定できません。

× 移動支援の対象とならない例

定期的な通院	介護給付の「通院等介助」にて対応できるため
通勤・営業活動	通年かつ長期にわたる外出であり、経済活動のため
作業所への通所	
通園・通学	通年かつ長期にわたる外出であるため
障害福祉サービス事業所・児童通所サービス事業所等への送迎利用	事業の実施主体や保護者による送迎を原則としているため
目的地まで一緒に移動し、用事をガイドヘルパー1人に代行してもらう	利用者に付き添って移動を支援するものであり、利用者と離れた状態での支援は想定されていないため
政治活動、布教活動、競馬・競輪・競艇・パチンコ等のギャンブル、飲酒・遊興を目的としたもの、違法行為が伴う可能性がある場合	社会通念上適当でない外出のため
レジャー先にて、ガイドヘルパーが遊び相手や練習相手になる行為	利用者の危険に直ちに対応できないため
公衆浴場内での支援	洗身等は移動に係る支援ではないため ※ただし、身体介助ありの支給決定者は支援可能です
海水浴場内での支援	具体的な移動に係る支援ではないため
小学校・中学校に通う年齢の児童が、テーマパークや市外への買い物・イベント等へ参加する際の付き添い	小学校・中学校年齢の児童が、社会通念上1人で行動する範囲ではないため
移動支援事業所等での余暇活動	目的地への移動を支援するものであり、事業所で過ごすことは想定されていないため
移動支援事業者等が発案・企画したイベント等への参加	健全な事業の運営が市民から疑われるため
移動支援の事業者等が、利用者と呼びかけ集め、移動支援の利用を促す場合	利用者からのニーズで支援を行うことが想定されているため

通年かつ長期とは

通年：1年を通じて定期的なもの、1週間に1回といった頻度が決まっているもの

長期：概ね3か月を超えるもの

5.利用方法

移動支援の支給決定後、ガイドヘルパーの事業所とご契約ください。日程を調整していただき、ご利用ください。
原則、始点・終点のどちらかを自宅に設定してもらいます。

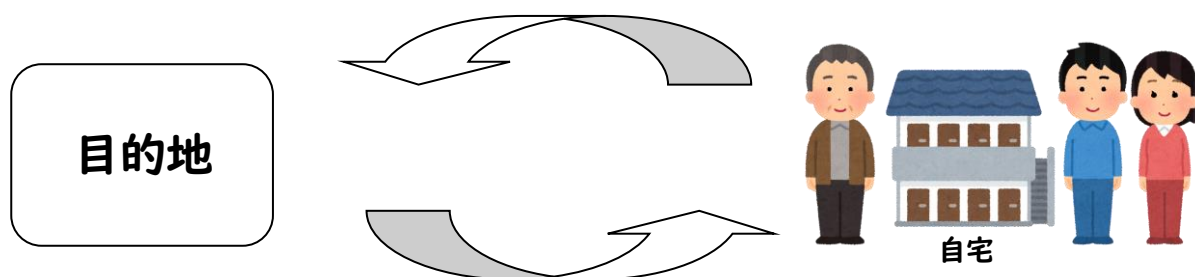
<サービス内容>

- ・目的地までの移動に係る支援
- ・外出にかかる支援(P.4 の移動支援の対象となる例を参照ください)

※サービスの算定時間は、実際に支援に要した時間となります。映画やカラオケ等、支援を行わない時間が想定される場合には、実績記録票に基づいて聞き取りをする場合があります。

※移動方法については、徒歩や公共交通機関、ガイドヘルパー以外が運転する車に同乗することが想定されています。ガイドヘルパーが運転する車に利用者を乗せ、1対1で移動支援を行うことは、利用者の危険に直ちに対応できないため、認められません。ガイドヘルパー1人が運転手で、利用者の隣にもう1人ガイドヘルパーが乗車し支援する場合は、算定可能です。

車で利用者を支援する場合は、福祉有償運送の事業所登録や、第二種免許の取得をしておくことが望ましいです。



起点・終点のどちらかは自宅をお願いします

サービスの記録について（事業所様）

移動支援事業者として契約し、利用者にサービスを提供した場合、実績記録票・サービスの提供記録を作成ください。

実績記録票

控えは明石市に提出していただく必要があります。実績記録票の原本は、事業所で管理をお願いします。

その他、サービスの内容が記述されたもの

いつ・どこで・誰が支援したか、具体的に目的地やサービス提供内容をお書きください。サービス内容を記録しておくことで、請求の根拠となります。

6.身体介助・二人介助・グループ支援について

下記の条件をご確認ください。条件に該当する場合は、申請時に申請書へお書きください。

なお、支給決定時と身体状況が変化した場合には、身体介助・二人介助への変更申請が可能です。また突発的・一時的な事情で身体介助・二人介助へ変更したい場合には、期間限定の支給について障害福祉課へご相談ください。

身体介助が認められる人

①	車いすで介助が必要な場合
②	排泄時やそのほか後始末に介助が必要な場合
③	てんかん発作の頻度が高く、常に見守りが必要な場合
④	急な飛び出しやふらつきがあり、常に手をつなぐ必要がある場合
⑤	通院等介助等を「身体介護あり」で利用している場合

※プールを利用する場合、その時間中は「身体介護あり」で支給決定することができます。申請時にその旨記載ください。

二人介助が認められる人

①	障害福祉サービスを「二人介助あり」で利用している場合
②	身体要件や行動障害により二人介助でないと対応困難な場合

※二人介助の場合でも、上限支給量に変更ありません。

例:50時間/月の場合は、実質 25 時間/月となります。

※障害福祉サービスの支給決定が「二人介助なし」、移動支援を「二人介助あり」で申請した場合、障害福祉サービスの支給決定内容について変更が必要な場合があります。

※児童においては、未成年ですので親族の介助が得られない状況について、聞き取りをさせていただく場合があります。

グループ支援について(事業所様)

ガイドヘルパー1人が支援できる利用者数は、個別支援の場合は1人、グループ支援の場合は3人までとしてください。なお、請求の有無にかかわらず、グループ支援の人数を超えて支援することは認められません。

※「身体介助あり」で支給決定が出ている場合、グループ支援は利用できません。

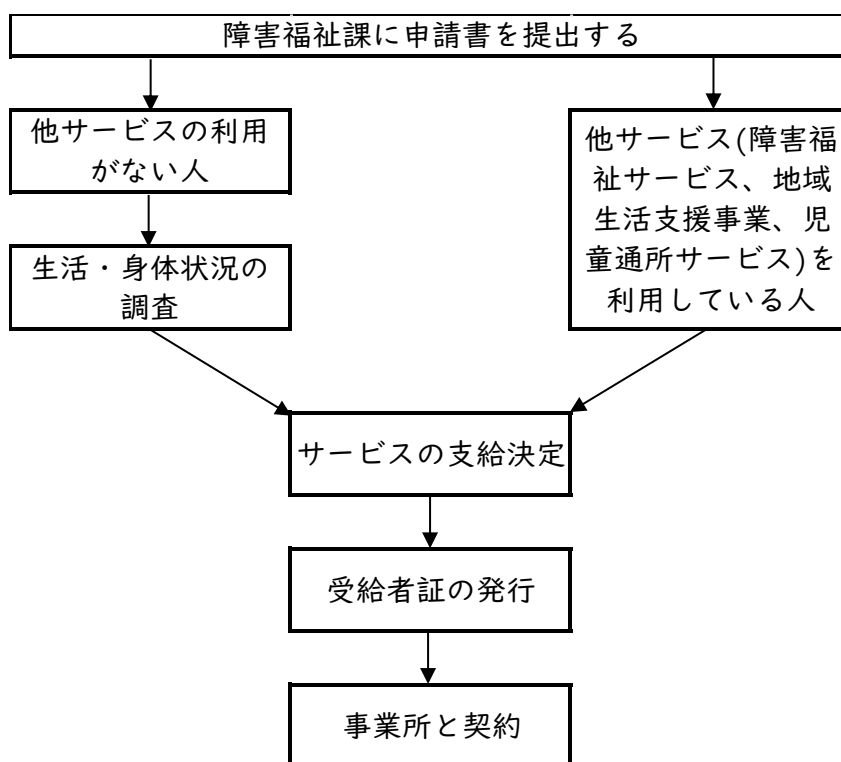


7.申請方法

以下の方法で申請ください。前年 1 月 1 日に明石市に住民票がない方は、課税証明書を提出していただきます。課税証明書の提出をもって、利用者の負担額を決定しますのでご準備ください。

申請後、調査の有無によって、支給決定開始日が異なります。障害福祉課の他サービスを利用していない場合、本人の身体状況等を確認するための調査があります。調査がある場合は、調査日以後の利用となりますので、ご注意ください。調査がない場合は、利用開始希望日を確認しますので、申請書にご記入いただくが、職員にお伝えください。

受給者証の受け取りを住民票以外の場所で行う場合、申請書にご記入ください。



調査について

- ・障害福祉課に来ていただくか、訪問での面談となります。
- ・調査は概ね 1 時間ほどかかります。
- ・日常生活の様子をよく知る方がいらっしゃる場合、同席をお願いすることがあります。

調査の内容によって、申請の取り消しを行うことはありません。

8.利用者の負担

世帯全員が非課税の場合、負担はありません。それ以外の場合はⅠ割負担となります。

	世帯の範囲	課税状況	利用者負担
障害者	本人と配偶者	本人と配偶者のどちらも非課税、生活保護	負担なし
		本人と配偶者の少なくともどちらかが課税されている場合	Ⅰ割負担
障害児	生計を共にする世帯	世帯全員が非課税、または生活保護受給世帯	負担なし
		世帯の中に課税されている者がいる場合	Ⅰ割負担

世帯の変更について

・世帯構成の変更があり、利用者負担も変更になる場合は、申請してください。翌月の初日から利用者負担額を変更します。月の途中で生活保護を受給した場合には、当該月の初日にさかのぼって変更します。

・氏名や住所等を変更する場合には、申請書と受給者証が必要になります。

上記変更申請がない場合には、7月の一斉更新にて最新の状態に変更します。

9.サービスの単価表

利用時間の長さ・身体介護の有無・支援形態によって、単価が異なります。

区分	30分未満	30分以上 Ⅰ時間未満	Ⅰ時間以上 Ⅰ時間30分未満	Ⅰ時間30分以上
身体介護を伴う	2,500 円	4,000 円	5,900 円	30分ごとに800円加算する
身体介護を伴わない (個別支援)	1,000 円	2,000 円	2,800 円	30分ごとに700円加算する
身体介護を伴わない (グループ支援)	Ⅰ人につき 700 円	Ⅰ人につき 1,400 円	Ⅰ人につき 1,900 円	Ⅰ人につき 30分ごとに400円加算する

10. 支給決定期間

	開始日	終了日
障害者	支給決定日	6月30日まで
障害児		
18歳になる障害児	支給決定日	誕生月最終日

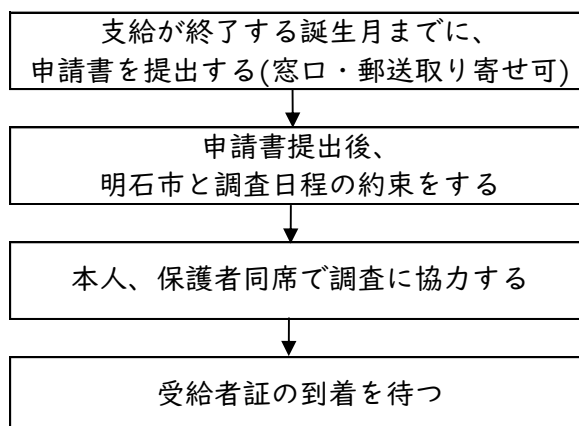
① 障害者、障害児(18歳に到達しない児)

支給開始日から6月30日までとなります。利用実績がある方につきましては、6月末に自動更新となります。受給者証の到着をお待ちください。

明石市に住民票がない場合には、課税証明書の提出をお願いすることがあります。

② 18歳に到達する障害児

支給開始日から、誕生月の最終日までとなります。以降も移動支援事業を利用する場合には、新たに申請書の提出が必要になります。申請書の提出後、本人の生活・身体状況を確認するため、調査を行います。申請時に障害者手帳がない場合には、移動支援事業の利用ができないことがあります。



③ 過去3年、移動支援を利用していない障害者、障害児

移動支援事業を過去3年利用していない場合には、6月までに継続の有無についてお手紙で確認させていただきます。確認書の返送がない・継続の意思が確認できない場合には、その年の6月30日で支給を終了します。

やむを得ない事情から、過去3年間利用実績はないものの、今後も移動支援の自動更新を希望される場合は、確認書をご返送ください。



11.選挙・投票での利用について（特殊な取り扱い）

2019年7月より、『選挙の投票』を目的とした移動支援の利用（以下、選挙利用）に限り、対象者の拡大、利用者負担の免除等を行っています。

① 対象者（※選挙利用の場合に限ります）

・障害者手帳や診断書等のある全ての障害者等

※ 身体障害者についても、選挙利用に限定した部分のみ、身体要件を問わないものとします。

② 利用者負担額

選挙利用分に限り、利用者負担額はなしになります。ただし、既に移動支援利用があり1割負担の利用者の場合は、選挙利用分についてのみ負担なしとなり、それ以外の利用分については1割負担となります。

③ 支給決定等について

・選挙“限定”の利用者

市に新規申請をしていただき、選挙“限定”利用として決定します。支給決定期間は翌年6月30日までとなりますが、更新されません。それ以降に選挙限定利用が必要となる場合は、再申請が必要となります。

・既に移動支援の支給決定がある利用者

支給決定・支給決定量の範囲内で、選挙を目的として利用していただくことができます。選挙利用にともなって、支給量追加が必要な場合は、支給量変更申請が必要です。

④ 請求について（事業所様）

「選挙利用」分に限り、利用者負担額は一律になしとなりますのでご注意ください。なお、請求時においては、「選挙以外利用」分と「選挙利用」分が区別できるようにご提出いただく必要があります。

・「選挙利用」分のみの利用者

請求提出書類の右上に「選挙」と記載してご提出ください。

・同月中において「選挙以外利用」分と「選挙利用」分がある利用者

選挙以外利用分と選挙利用分、それぞれの実績報告書と請求書及び明細書（以下、請求提出書類）を別に分けて作成し、それぞれ提出してください（同一対象者に対して、各請求提出書類は2種類提出することになります）。

※「選挙利用」分の各提出書類には、右上に「選挙」と記載するなど、判別できるようにお願いします。

⑤ その他

・既に移動支援の支給決定をもっている方は、そのまま選挙にご利用いただくことができます。現在の支給決定時間で足りない場合は、障害福祉課へご相談ください。

・現在移動支援の支給決定がない方で、上記の対象者条件に当てはまり選挙で利用したい方は、新規申請が必要となりますので、障害福祉課までご連絡ください。

・選挙限定の利用で支給決定をお持ちの方は、選挙以外の目的には利用できませんのでご注意ください。

12.サービス提供者の資格要件（事業所様）

ガイドヘルパーを行うにあたり、以下の資格が必要となりますので、ご確認ください。

		従事できるサービス対象者			
		視 覚 障害者（児）	全身性 障害者（児）	知 的 障害者（児）	精 神 障害者（児）
取得・修了しておくべき資格・研修等	介護福祉士、介護福祉士実務者研修		○	○	○
	看護師・准看護師			○	○
	(旧)介護福祉士実務者研修 (旧)介護職員基礎研修／ホームヘルパーⅠ級			○	○
	(旧)介護職員初任者研修 (旧)ホームヘルパー2級			○	○
	同行援護従業者養成研修課程 (旧)視覚障害者移動支援従事者養成研修 (旧)視覚障害者外出介護従事者養成研修	○			
	全身性障害者移動支援従事者養成研修 (旧)全身性障害者外出介護従事者養成研修		○		
	知的障害者移動支援従業者養成研修 行動援護従業者養成研修課程 (旧)知的障害者外出介護従事者養成研修			○	○
	居宅介護職員初任者研修 (旧)居宅介護従業者養成研修Ⅰ級・Ⅱ級			○	○
	強度行動障害支援者養成研修			○	○
	重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程			○	○
	重度訪問介護従業者養成研修課程（基礎・統合） (旧)日常生活支援従業者養成研修課程		○		
	その他（必要な知識等を有する旨の知事等の証明書を有する場合など）	△	△	△	△

13.その他留意事項

- ・原則起点・終点のどちらかを自宅にしてご利用ください。
- ・現在の申請内容から変更されたい場合は、再度申請書の提出が必要となります。障害福祉課へお問い合わせください。
- ・受給者証を紛失された場合は、再発行が可能ですので障害福祉課へご相談ください。
- ・突発的、一時的な事情で、やむを得ずガイドラインと異なる利用を希望される場合は、障害福祉課へご相談ください。「①支援調整報告書の提出②定期的な状況確認」が必要となり、かつ期間限定での支給決定となります。異なる使い方を続けた場合、利用料は実費負担となる場合もあります。
- ・移動支援は、その人が本来移動できる範囲の移動を保障するサービスとなります。そのため、児童がひとりで外出できない場所へ移動支援を利用することは、原則認められません。
- ・プールでの利用を希望する場合、ご申請ください。また支給時間のうち、何時間プール利用に使うかについても、お書きいただきます。
- ・支給決定において、身体介助と二人介助をご希望される場合には、希望の理由・状況を申請書にお書きください。既に障害福祉サービスを利用されている方の場合には、障害福祉サービスの決定内容と統一して決定します。
- ・自宅以外の場所に受給者証の送付を希望する場合には、障害福祉課へご連絡ください。

明石市障害福祉課 地域生活支援事業担当

電話番号:078-918-1344(直通)